

# 新築工事中の消防計画作成要領

(仮称)〇〇開発計画新築工事 消防計画 (作成例)  
平成〇〇年〇〇月〇〇日作成

## 作成上の留意事項

### 第1 工事計画及び施工

- 1 工事概要 別紙1のとおり
- 2 工事工程表 別紙2のとおり
- 3 関連業者一覧表 別紙3のとおり
- 4 連絡体制 別紙4のとおり

### 第2 目的及びその適用範囲等

- 1 目的  
この計画は、① 消防法第8条第1項 に基づき、② (仮称)〇〇開発計画新築工事 の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。
- 2 適用範囲  
この計画に定めた事項は、次に示す者に適用する。  
③ (仮称)〇〇開発計画新築工事 の現場に出入りするすべての者

- ① 作成した消防計画の根拠法令を記入します。
- ② 消防計画を適用する工事名を記入します。
- ③ 消防計画の適用範囲は、当該工事部分に出入りするすべての者に適用するよう定めます。

## 解説

### 第1 工事計画及び施工

#### 1 工事概要

工事計画及び施工に関する次の事項について、明記します。

- (1) 工事名
- (2) 発注者
- (3) 工事場所
- (4) 請負者
- (5) 現場事務所の名称、所在地、電話番号、ファックス番号
- (6) 建築概要
  - ア 建築面積
  - イ 延べ面積
  - ウ 構造
  - エ 階数
  - オ 軒高
  - カ 建物高さ

#### キ 用途

- (7) 主要設備概要

#### 2 工事工程表

火気使用設備器具等の使用、危険物品の持込み等の予定、仮使用開始時期を明示した工事工程表を作成します。

#### 3 関連業者一覧表

工事に関連するすべての業者に関する次の事項について、明記します。

- (1) 業者名
- (2) 工種
- (3) 担当者
- (4) 連絡先
- (5) 緊急連絡先
- (6) 火気の取扱い

#### 4 連絡体制

災害等発生時の連絡体制を明記します。

作成上の留意事項

第3 出火防止対策

1 出火防止対策

- (1) ④ **防火担当責任者及び火元責任者** を別紙5「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- (2) ⑤ **火元責任者** は、別紙6「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- (3) ⑤ **火元責任者** は、自主検査の結果、異常が認められたときは、速やかに⑥ **防火管理者及び防火担当責任者** に報告するとともに、不備を改修し、不備発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。
- (4) その他

⑦ **防火担当責任者は、別紙6の自主検査の結果を毎月〇回防火管理者に報告し、検印を受ける。**

**防火担当責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告する。**

**防火管理者は、工事作業員が火気を使用する場合には、責任者を定め、必要な指示を与える。**

2 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
- (2) ⑧ **防火管理者等** は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- (3) 工事関係者以外の者の工事部分等への立入は禁止とし、⑨ **防火担当責任者、火元責任者、警備員** が、工事部分等への出入りをチェックする。
- (4) その他

⑩ **警備員は、工事部分等の巡回警備を行う。**  
**工事部分への立入は、〇〇〇によりチェックする。**

- ④ 日常の火災予防組織の構成員を定めて、下線部に記入します。
- ⑤ 日常の自主検査チェック表に基づいて日常の自主点検を実施する者を定め、下線部に記入します。
- ⑥ 前(2)で定めた者が、検査を実施し、異常を認めたとときに、直ちに報告する者を下線部に記入します。
- ⑦ その他欄には、例示の内容等のほか、日常の火災予防を実施するうえで必要な事項があれば記入します。
- ⑧ 工事時間以外は、外部から侵入できないように入出口を施錠し、その施錠状況を最終的に確認する者を定め、下線部に記入します。
- ⑨ 工事現場へは、関係者以外の者の立入りを禁止し、不審な者が入らないように入出りをチェックする者を定めて記入します。
- ⑩ その他の方法で放火防止の対策をする場合に、具体的に記入します。

解説

第3 出火防止対策

1 出火防止対策

- (1) 別紙5の作成は、次の事項に留意し作成します。
  - ア 防火担当責任者は、工事分担区域ごとの責任者等とし、防火管理者又は防火管理責任者を補佐するとともに工事分担区域における防火管理業務の遂行責任者とします。
  - イ 火元責任者は、それぞれの工事分担区域における日常の火災予防業務を実質的に行うことのできる者を指定します。
  - ウ 別紙5は、防火管理者の氏名を記入し、防火担当責任者及び火元責任者を工事現場の実態に応じて定め氏名を記入します。また、防火担当責任者及び火元責任者の行う業務を定め記入します。
  - エ 別紙5を各担当者に配布するとともに、休憩場所などの見やすい場所に掲出して、自己任務の確認を徹底

させます。

- (2)ア 日常の自主検査チェック表に基づいて毎日担当業務を実施するよう明記し、その状況を定期的に防火管理者等に報告します。
- イ 別紙6は、工事現場の実態に応じて、検査項目を定め記入します。なお、定期的に防火管理者の確認を受ける必要があります。

2 放火防止対策

注 放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて工事現場の実態に応じた対策を講じることが必要です。

- (1) 工事用資材等は、努めて極力屋内の避難上支障のない場所等に整理整頓して保管し、保管スペースのない場合のみ条件を付して放火されないような対策を講じ、屋外で保管します。

## 作成上の留意事項

## 3 相互連絡体制等

- (1) ⑪ **防火管理者** は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、防火担当責任者、火元責任者等に指導、監督を行う。

[管理権原が分かれている場合]

- (2) ⑪ **防火管理者** は、他の管理権原者の防火管理者と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を⑪ **防火管理者** に行う。
- (4) 各工事地区から火災が発生した場合は、他の工事地区との相互連絡体制を図る。
- (5) その他

- ⑪ 火災予防上必要な事項を工事関係者に指導、監督する者を定め、下線部に記入します。

## 第4 震災対策

## 1 震災に備えての事前計画

- (1) 震災対策を実施する責任者は、⑫ **防火管理者** とする。
- (2) 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
- ア 工所用資機材等の転倒防止措置
- イ 工所用足場、資材等の落下、飛散防止措置
- ウ その他

- ⑫ 震災による被害を最小限にするため、日常から震災対策を実施する責任者を定めて、下線部に記入します。

⑬ **建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強**  
**火気設備器具の点検と安全措置**  
**危険物品の転倒、飛散防止措置**

- ⑬ その他の欄には、工事現場の実態に応じた措置を実施する場合に記入します。

- (3) その他

⑭ **震災に備えて、必要な非常用物品等を備える。**

- ⑭ その他日常の震災対策に関して必要な事項を記入します。

## 解説

## 3 相互連絡体制等

[管理権原が分かれている場合]

- (2) 防火管理者等は、防火管理義務対象となる前の段階から他の管理権原者の防火管理者等と防火管理業務の協議を十分に行う必要があります。
- (3) 火気の取扱い、危険物品等の持込みに対する承認等及び工事開始並びに終了時の報告体制の確立を図る必要があります。下線部には、報告を受ける者を前(1)と同様に記入します。
- (4) 各管理権原者間で、火災が発生した時の通報、避難の相互連絡体制を図る必要があります。
- (5) その他相互連絡体制等を確立するため必要な事項を記入します。

注 仮使用部分がある場合は、その部分との相互連絡体制について定めておきます。

## 第4 震災対策

## 1 震災に備えての事前計画

- 震災に備えての事前計画を、あらかじめ定めておく必要があります。
- (2) 建物の倒壊をはじめ、工事現場における施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、それぞれの工事現場の実態に応じて具体的な措置を定めておきます。

作成上の留意事項

2 震災時の活動計画

- (1) 工事関係者は、地震が起きたら、身の安全を図るとともに、直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、**⑮ 火元責任者**はその状況を確認する。
- (2) 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- (3) **⑯ 防火担当責任者、火元責任者**は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を**⑯ 防火管理者**に報告する。
- (4) その他  
**⑰ 被害があった場合は応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。**

3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

- すべての作業を中止し、各工事区分ごと、次の事項について被害防止措置を実施する。
- (1) 工事用足場等で転倒、落下のおそれのあるものの除去又は補強
  - (2) 全工事人へ警戒宣言が発せられた旨の周知徹底
  - (3) 危険物品等の安全な場所への搬出
  - (4) その他  
**⑱ 工事作業員を速やかに帰宅させる。**

第5 消火器等の点検及び整備

1 消火器等の配置場所についての周知

- (1) **⑲ 防火管理者**は、各防火担当責任者等を通じ、消火器等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、**⑲ 工事現場の数か所の目につきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示**する。
- (2) 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度、(1)の内容の周知等を図る。
- (3) その他  
**作業等により消火器の設置が必要となる場合は、常置場所の消火器を移動して使用せず、新たに消火器を準備する。**

⑮ 震災発生と同時に工事人のすべての者は、直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行うものとし、その状況を確認する者を定め、下線部に記入します。

⑯ 地震動がおさまった後、工事部分等の被害状況等を確認する者及び報告先を定め、それぞれの下線部に記入します。

⑰ その他震災時の活動計画として必要な事項を記入します。

⑱ その他消火器等の配置場所の周知に関して必要な事項を記入します。

⑲ 消火器等の配置場所を工事作業員に周知する者及びその方法を定めて、下線部に記入します。

解説

2 震災時の活動計画

- (2) 地震動の終了した時点で、各種の設備器具の点検、検査を実施し、安全を確認してから使用します。  
工事の再開は、防火管理者により十分な安全が確認された後、余震等の発生を考慮して判断するものとします。

3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

- 警戒宣言が発せられた場合には、工事を直ちに中止し、自衛消防隊を活用して被害防止措置を講じます。
- (1) 工事用足場等で転倒、落下のおそれのあるものの除去又は補強を行うことを定めます。
  - (2) 全工事人へ警戒宣言が発せられた旨の周知徹底を行うことを定めます。
  - (3) 危険物品等の安全な場所への搬出を行うことを定めます。

- (4) その他警戒宣言が発せられた場合に必要に対応措置を記入します。

第5 消火器等の点検及び整備

1 消火器等の配置場所についての周知

- (2) 消火器等の配置場所等を変更する場合は、(1)に定める方法により、その変更の都度周知することを定めます。

作成上の留意事項	
<p>2 消火器等の定期的な点検</p> <p>(1) ⑳ <b>防火管理者、防火担当責任者、火元責任者</b> は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。</p> <p>(2) その他</p> <p>㉑ <b>防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。</b></p>	<p>⑳ 配置した消火器等の定期的な点検を行う者を定めて、下線部に記入します。</p> <p>㉑ その他消火器等の定期的な点検に関して必要な事項を記入します。</p>
<p><b>第6 避難経路の維持管理及びその案内</b></p> <p>1 避難経路の周知</p> <p>(1) ㉒ <b>防火管理者</b> は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、㉓ <b>工事現場の数か所の目につきやすい箇所に避難経路図を掲示</b> する。</p> <p>(2) 避難経路を変更する場合は、その都度、前(1)の内容の周知等を図る。</p> <p>(3) その他</p> <p>㉔ <b>工事作業員が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図る。</b></p>	<p>㉒ 避難経路を工事作業員に周知する者及びその方法を定めて、下線部に記入します。</p> <p>㉓ その他避難経路の周知に関して必要な事項を記入します。</p>
<p>2 避難経路の管理</p> <p>(1) 避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。</p> <p>(2) ㉕ <b>防火管理者、防火担当責任者、火元責任者</b> は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。</p> <p>(3) その他</p> <p>㉖ <b>原則として、二方向避難を確保する。</b></p>	<p>㉕ 避難経路を定期的に巡回し、安全に利用できる状態となっているかを確認する者を定めて、下線部に記入します。</p> <p>㉖ その他避難経路の管理に関して必要な事項を記入します。</p>
<p><b>第7 火気の使用又は取扱いの監督</b></p> <p>1 火気設備の種類等</p> <p>(1) 火気設備を使用する際は、使用する火気設備の種類・名称、数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に別紙7の火気使用設備器具使用届出書により㉗ <b>防火管理者</b> に届け出て、承認を受けるものとする。</p> <p>また、使用する火気設備の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して㉘ <b>作業開始前の防災教育</b> により周知する。</p> <p>(2) ㉙ <b>防火管理者</b> は、使用する火気設備を事前に把握し、㉚ <b>防火担当責任者、火元責任者</b> に対し、必要な指示を与え、火気設備の管理、監督を行うよう命じる。</p> <p>(3) その他</p> <p>㉛ <b>防火管理者は、火気使用設備器具使用届出書を保存しておく。火気設備は使用の都度搬入する。作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は別に作成する。</b></p>	<p>㉗ 火気設備の使用に関しては、防火管理者等の承認を受けなければならないことを定めます。</p> <p>㉘ 使用する火気設備の種類に応じて樹立した安全対策を、工事作業員に周知する方法を定めて、下線部に記入します。</p> <p>㉙ 火気設備の管理、監督を行う者を定めて、下線部に記入します。</p> <p>㉚ その他火気設備等の管理に関して必要な事項を記入します。</p>

**解説**

**第6 避難経路の維持管理及びその案内**

1 避難経路の周知

- (2) 避難経路を変更する場合は、(1)に定める方法により、その変更の都度周知することを定めます。

2 避難経路の管理

- (1) 避難経路に資材等の物品を置かせないよう管理することを定めます。

**第7 火気の使用又は取扱いの監督**

1 火気設備の種類等

- (1)ア 火気設備を使用する場合は、事前に別紙7を作成し、防火管理者等に届け出ることを工事作業員に徹底します。
- イ 届出の対象となる火気設備は、溶接機、ガス溶断機、高速カッター等とし、事前に明確にしておきます。
- ウ 安全対策には、火花が飛散する範囲内の可燃物の除去、近くへの消火器の配置、危険物周辺での使用の禁止等を定めます。



作成上の留意事項

2 溶接、溶断作業時の安全対策

- (1) 溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。
- (2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。
- (3) 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。
- (4) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。
- (5) その他

③〇

③〇 その他溶接、溶断作業時の安全対策に関して必要な事項を記入します。

3 火気設備器具の安全対策

- (1) 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。
- (2) 火気設備器具周囲を整理、整頓する。
- (3) 燃料の保管、補給を明確にする。
- (4) 火気設備器具の使用前、使用後の点検を確実にを行う。
- (5) その他

③①

③① その他火気設備器具の安全対策に関して必要な事項を記入します。

4 電気設備等の安全対策

- (1) 許容電流を厳守する。
- (2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。
- (3) その他

③②

③② その他電気設備等の安全対策に関して必要な事項を記入します。

5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という）以外では行ってはならない。
- (2) 喫煙場所は、③③ 防火管理者 が指定する。
- (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。また、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- (4) ③④ 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者 は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。
- (5) その他

③⑤ 喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。

工事作業中は、禁煙とする。

③③ 喫煙場所を指定する者を定めて、下線部に記入します。

③④ 作業終了後、吸殻の後始末を行う者を定めて、下線部に記入します。

③⑤ その他喫煙管理に関して必要な事項を記入します。

6 その他の安全対策

- (1) その他

③⑥

③⑥ その他火気の使用又は取扱いに関して必要である安全対策がある場合は、記入します。

解説

2 溶接、溶断作業時の安全対策

溶接、溶断作業時に講じる安全対策について、明確にします。

3 火気設備器具の安全対策

火気設備器具に対して講じる安全対策について、明確にします。

4 電気設備等の安全対策

電気設備等に対して講じる安全対策について、明確にします。

5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定された喫煙場所でのみ行います。
- (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備します。また、喫煙場所であることを明示します。

作成上の留意事項

第8 工事中に使用する危険物等の管理

1 危険物の種類等

(1) 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類、数量、使用場所、使用期間（時間）、保管・設置方法等を事前に別紙8の危険物品等使用届出書により 防火管理者 に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して③⑦ 作業開始前の防災教育 により周知させる。

(2) 防火管理者 は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。

(3) 防火管理者 は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、③⑧ 保管場所へ掲示板を設置 し、管理を明確にする。

(4) その他

③⑨ 防火管理者は、危険物品等使用届出書を保存しておく。作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は別に作成する。

2 危険物等の安全対策

(1) 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とし、常時保管しない。

(2) 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。

(3) 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておく。

(4) 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断作業は行わない。

(5) 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。

(6) 常に整理整頓をする。

(7) 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。

(8) 一時保管場所には、消火器を設置する。

(9) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。

(10) その他

④⑩ \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

③⑦ 使用する危険物等の種類に応じて樹立した安全対策を工事作業員に周知する方法を定めて、下線部に記入します。

③⑧ 危険物等の一時保管場所を設ける際の管理方法を定めて、下線部に記入します。

③⑨ その他危険物等の管理に関して必要な事項を記入します。

④⑩ その他危険物等の安全対策に関して必要な事項を記入します。

解説

第8 工事中に使用する危険物等の管理

1 危険物の種類等

(1) 危険物等を貯蔵又は取扱う場合は、防火管理者等の承認を受けなければならないことを定めます。

ア 危険物等を貯蔵又は取扱う場合は、事前に別紙8を作成し、防火管理者等に届け出ることを工事作業員に徹底します。

イ 届出の対象となる危険物等は、消防法の危険物、火薬、ガス等とし、事前に明確にしておきます。

ウ 安全対策には、必要以上の保管の禁止、使用時の付近の火気等の有無確認、近くへの消火器の配置、十分な換気の実施等を定めます。

(2) 防火管理者等は、危険物等の管理等を行います。

2 危険物等の安全対策

危険物等に対して講じる安全対策について、明確にします。

第9 防火上必要な教育

1 防災教育

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施対象者・実施時期・実施回数・実施責任者は、下表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施責任者	
			防 管 理 火 者	防 火 担 当 者
全 員	工事開始前	1回以上	○	
	作業開始前	週1回以上		○
防火担当責任者	工事開始前	1回以上	○	
	随 時	必要の都度	○	
火元責任者	随 時	必要の都度	○	○

(2) 防災教育の内容

対象者	実 施 内 容
全 員	1 消防計画について
	2 遵守事項の徹底について
	(1) 火気管理、喫煙管理
	(2) 避難施設等の維持管理
	(3) 危険物品等の管理
	3 災害発生時の対応要領について
防火担当責任者 火元責任者	1 消防計画について
	2 各自の任務分担と責任範囲について
	3 日常の火災予防の徹底について
	4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について

2 防災教育の記録の保存

④ 防火管理者、防火担当責任者は、防災教育を実施した日時及びその内容について④ 日誌等を作成し、その記録を保存する。

3 その他

④ 防火管理者は、新たに工事現場に入ってきた工事作業員に対して、必ず工事開始前に防災教育を行う。

④ 防災教育の記録を保存する者及び保存方法を定めて、下線部に記入します。

④ その他防災教育に関して必要な事項を記入します。

解 説

第9 防火上必要な教育

1 防災教育

(1) 防災教育の実施対象者・実施時期・実施回数・実施責任者を定めます。

ア 防災教育は、工事作業員全員に対して行います。

イ 防災教育は、工事現場に初めて入る前及び作業開始前等に行います。

ウ 防災教育は、消防計画の内容、遵守事項、災害発生時の対応等について行います。

(2) 防災教育の内容を定めます。



第10 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること

1 自衛消防訓練

訓練の実施時期、参加者及び訓練内容は、下表のとおりとする。

参加者	訓練内容	実施時期	訓練指導者		防火管理者	防火担当責任者
			実施回数			
全 員	消火訓練	工事開始前他	2回		○	○
	通報訓練	工事開始前他	2回		○	○
	避難訓練	工事開始前他	2回		○	○
	総合訓練	必要な時期に	1回		○	

2 訓練実施記録の保存

④③ 防火管理者、防火担当責任者は、訓練を実施した日時及びその内容を④③ 日誌等を作成し、その記録を保存する。

3 その他

④④ 多くの作業員が従事する時期に総合訓練を実施する。  
 個別訓練については、各工事区分の防火担当責任者を中心に行う。

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

④③ 自衛消防訓練の記録を保存する者及び保存方法を定めて、下線部に記入します。

④④ その他自衛消防訓練に関して必要な事項を記入します。

解説

第10 消火、通報及び避難の訓練の実施

1 自衛消防訓練

- (1) 自衛消防訓練の参加者、訓練内容、実施時期、実施回数、訓練指導者を定めます。
  - ア 自衛消防訓練は、工事作業員全員、自衛消防隊員、工事の監督者等に対して行います。
  - イ 自衛消防訓練は、定期的に又は多くの作業員が従事を開始する前等の必要な時期に行います。
  - ウ 自衛消防訓練は、通報訓練、消火訓練、避難訓練等を行います。
- (2) 自衛消防訓練の内容を定めます。

作成上の留意事項

第11 自衛消防組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別紙9のとおりとし、この表を、④⑤ 現場事務所、工事作業員休憩室の見やすいところに掲示する。

④⑤ 自衛消防組織の編成表を掲示しておく場所を定めて、下線部に記入します。掲示する場所は、従業員等が頻繁に出入りする部屋等とします。

2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

ア 火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、④⑥ 自衛消防隊本部（現場事務所）へ連絡を行うとともに、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

④⑥ 119番通報以外に火災の連絡をする場所を定めた場合は、下線部に記入します。

イ ばやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、④⑦ 緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

④⑦ 管理権原者、防火管理者が不在の場合の連絡方法を定めて、下線部に記入します。

エ 火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ、初期消火、通報（119番通報、自衛消防隊本部への通報等）などを分担する。

オ その他

④⑧ 関係者等との連絡体制は、携帯電話等を活用する。

④⑧ その他通報・連絡に関して必要な事項を記入します。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

④⑨ 初期消火担当が使用する消防用設備等を下線部に記入します。

イ 初期消火担当は、近くにある④⑨ 消火器を用いて消火する。

ウ 火災等を発見した工事作業員は、近くにある⑤⑩ 消火器を用いて消火する。

⑤⑩ 火災等を発見した者が初期消火に使用する消防用設備等を、下線部に記入します。

エ その他

⑤①

⑤① その他初期消火に関して必要な事項を記入します。

解説

第11 自衛消防組織等

1 組織の編成

注 自衛消防組織の編成は、平常時と警戒宣言が発せられた場合とを合わせて作成します。また、本部隊と工事地区ごとの地区隊を編成する場合は、本部隊と地区隊の編成員が重複することがないように配慮して編成を行います。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当に指定された者は、出火場所に急行し、初期消火活動を実施します。

2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

(1) 通報・連絡

イ 火災が発生した場合は、その大きさにかかわらず必ず消防機関に通報します。また、消火した後であっても、必ず通報するよう定めます。

エ 火災等を発見した場合は、周囲に知らせ、人を集めて任務分担を行います。

作成上の留意事項

- (3) 避難誘導
  - ア 避難誘導担当は、⑤② **携帯用拡声器、メガホン、警笛** を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
  - イ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。
  - ウ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
  - エ 火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく、初期消火不能と判断したときには、速やかに避難するものとする。
  - オ その他
- ⑤③
- (4) 応急救護
  - ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
  - イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

⑤② 避難誘導担当が使用する設備等を、下線部に記入します。

⑤③ その他避難誘導に関して必要な事項を記入します。

第12 防火管理について消防機関との連絡

消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 消防計画作成(変更)届出	次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更	防火管理者
(2) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(3) 消防活動上支障ある行為の届出	工事に伴って火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為をするとき	行為をしようとする者
(4) その他		

解説

- (3) 避難誘導
  - イ 避難方向が分かりにくい場合は、誘導員等を配置します。
  - ウ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告します。
  - エ 初期消火が困難と判断される場合は、速やかに避難します。
- (4) 応急救護
  - ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、速やかに安全な場所へ運びます。
  - イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度等を記録します。

第12 防火管理について消防機関との連絡

消防機関へ報告、連絡する事項の種別、届出等の時期、届出者等を記入します。

- (1) 消防計画を変更した場合は、届出が必要となります。
- (2) 自衛消防訓練を実施する場合は、事前に通知書・電話・ファクシミリ等により、消防機関に通報することが必要です。
- (3) 工事に伴って火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為をするときは、条例等により事前に届出が必要な場合がありますので、所轄の消防署へ確認します。